



総務省公立病院経営強化に関する検討会の開催

城西大学経営学部教授 伊関友伸

総務省検討会の設置

2021年10月6日、総務省は「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化に関する検討会」の第1回会議を開催した。検討会は、2015年3月に公表された「新公立病院改革ガイドライン」に基づく各自治体病院の改革プランが標準対象期間を終えていることを踏まえて設置された。本来であれば標準対象期間は2020年度末であり、2020年度中に検討会を開催し、3度目のプランが策定されるべきものであったが、新型コロナウイルス感染症のまん延のため、会議が行われなっていた。

検討会の開催趣旨

開催要綱では、検討会の設置趣旨として、公立病院は、「地域における基幹的な公的医療機関として、地域医療の確保のため重要な役割を果たしており、新型コロナウイルス感

染症への対応においては、その重要性が改めて認識され」ていること。その一方、各公立

病院は、新公立病院改革ガイドラインを踏まえてプランを策定し、「地域医療構想を踏まえた役割の明確化や再編・ネットワーク化などの様々な経営改革に取り組んできたが、依然として、医師不足等による厳しい経営状況が続いていること。今般の感染症対応では、感染症拡大時に備えた平時からの取組の重要性が浮き彫りにされた」このような状況を踏まえ、感染症対応の視点も含めた持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院に対する新たなガイドラインや地方財政措置について検討するため、検討会を開催することとされている。

検討会は、「検討会構成員名簿」のとおり9名の構成員(国の会議は委員を構成員と呼ぶ)から成り、座長には堀場勇夫地方財政審議会会長が就任している。筆者は縁あって検討会の構成員となっている。なお、オブザーバーとして厚生労働省医政局地域医療計画課長が参加している。

第1回会議の議論

検討会の結果については総務省のホームページで公開されている(総務省トップ↓組織案内↓研究会等↓持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化に関する検討会で検索可能)。第1回会議では、これまでの公立病院改革の取り組み結果について、地域医療構想を踏まえた役割の明確化に關し「民間病院も含めた全体の病床数の削減は相当程度進捗しんちよく。今後は機能向上のためのバージョンアップが必要」である。経営の効率化について、「人口減少に加え、コロナの影響による患者数の減が経営に影響を与えており、経営強化が必要」。再編・ネットワーク化について「相当程度進んでいるが、医師確保のための取組としてはまだまだ必要」都市部と不採算地区は分けて考えるべき。不採算地区の公立病院は地区唯一でアクセスも困難くわんである。経営形態の見直しについて「全部適用に比べ、独法化のほうが人事面の柔軟性



総務省 HP「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化に関する検討会」
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/jizoku_iryu/index.html

検討会構成員名簿

(座長)

堀場 勇夫 地方財政審議会会長

(構成員)

伊関 友伸 城西大学経営学部教授

小池 創一 自治医科大学医学部教授

辻 琢也 一橋大学国際・公共政策研究部教授

沼尾 波子 東洋大学国際学部教授

星野 菜穂子 地方財政審議会委員

望月 泉 岩手県八幡平市病院事業管理者
(全自病協副会長)

八木 聡 兵庫県病院局病院事業副管理者

和田 頼知 公認会計士(経営・財務マネジメント
強化事業アドバイザー、元有限責任監
査法人トーマツパートナー)

(オブザーバー)

鷲見 学 厚生労働省医政局地域医療計画課長

が高く、医師確保につながる」などの意見が
 交わされた。

さらに、公立病院は新型コロナウイルス感
 染症対応に多大な役割を果たしていること
 や、これまでの公立病院改革の取り組みと新
 型コロナウイルス感染症対応の関係につい
 て、「再編・ネットワーク化による基幹病院
 の強化が、医師確保やICU等の設備の充実
 につながり、コロナ対応でも大いに貢献し
 た」などの意見が出された(第2回会議資料3
 前回いただいた主なご意見より)。

今後、検討会の議論を踏まえて、総務省に
 おいて3回目のガイドラインが策定され、新
 たな財政措置も行われる見込みである。

第8次地域医療計画との関係

3回目の総務省ガイドライン、そして各自
 治体病院が策定する新しい経営プランは、今
 回の新型コロナウイルス感染症のまん延を踏
 まえたものとなることが予想される。その一
 方、厚生労働省は、2024年度から始まる
 都道府県の第8次地域医療計画の策定に向け
 た検討を進めている。今回の新型コロナウイルス
 感染症のまん延を踏まえ、2021年5
 月に成立した「良質かつ適切な医療を効率的
 に提供する体制の確保を推進するための医療
 法等の一部を改正する法律案(いわゆる束ね
 法案)」の医療法の改正において、地域医療計

画に新興感染症の感染拡大時における医療提
 供体制の確保に関する事項が追加された。地
 域医療構想は、都道府県地域医療計画の一部
 として策定され、2023年度に厚生労働省
 の検討を踏まえて各都道府県において策定作
 業が進められる。

今回の総務省ガイドラインの策定を踏まえ
 て、基本、2022年度中に各病院は感染症
 対策を始めとする医療提供の在り方について、
 先行して検討を行うことになるだろう。新し
 く策定する各自治体病院の経営プランを踏ま
 えて、2023年度の地域医療計画・地域医
 療構想の策定に臨み、自治体病院が策定した
 経営プランの変更の必要がある場合、さらに
 修正を行うことが必要になると思われる。

筆者プロフィール

伊関友伸 (いせき ともとし)

1987年埼玉県入庁、県民総務課、大利根町企画財
 政課長、県立病院課、社会福祉課、精神保健総合セン
 ターなどを経て、2004年城西大学経営学部准教授、
 2011年4月同教授。研究分野は行政学。総務省「持
 続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病
 院経営強化に関する検討会」構成員など、数多くの国・
 地方自治体の委員を務める。著書に『人口減少・地域
 消滅時代の自治体病院経営改革』(ぎょうせい2019
 年)、『新型コロナから再生する自治体病院』(ぎょうせ
 い2021年)など。